

受付番号： 2019-1-580

課題名

スポーツ活動の頻度と急性軽度感染症の罹患状況の関連について

1. 研究の対象

1996年11月18日～1997年1月31日に日本体育協会のフィールドワークに参加された、当時、茨城県水海道市の絹西小学校、三妻小学校、豊岡小学校、菅原小学校、大生小学校、菅生小学校、大花羽小学校、および五箇小学校の8校在のいずれかに在席し、当時、小学5～6年生だった方々（男子；353名，女子；370名）。

その課題は、茨城県水海道市・小学児童における感染症罹患状況に関する調査Ⅲフィールドワーク、和久貴洋、永富良一、伊藤静雄、赤間孝雄、河野一郎、日本体育協会スポーツ医・科学研究報告集、1997(6)、11-16、1997、および、スポーツ活動と急性軽症感染症の関係—感染症調査パイロットスタディの解析結果、永富良一、日本体育協会スポーツ医・科学研究報告集、1995(9)、25-32、1995である。

2. 研究期間

2019年11月～2024年11月。

3. 研究目的

1996年11月18日～1997年1月31日に日本体育協会のフィールドワークに参加された、当時、茨城県水海道市の絹西小学校、三妻小学校、豊岡小学校、菅原小学校、大生小学校、菅生小学校、大花羽小学校、および五箇小学校の8校在のいずれかに在席し、当時、小学5～6年生だった方々の記録を現代の状況を踏まえた追加解析することにより、スポーツ活動の橋上と上気道感染症の罹患状況を明らかにする。

その課題は茨城県水海道市・小学児童における感染症罹患状況に関する調査Ⅲフィールドワーク、和久貴洋、永富良一、伊藤静雄、赤間孝雄、河野一郎、日本体育協会スポーツ医・科学研究報告集、1997(6)、11-16、1997、および、スポーツ活動と急性軽症感染症の関係—感染症調査パイロットスタディの解析結果、永富良一、日本体育協会スポーツ医・科学研究報告集、1995(9)、25-32、1995である。

4. 研究方法

1996年11月18日～1997年1月31日に日本体育協会のフィールドワークに参加された、当時、茨城県水海道市の絹西小学校、三妻小学校、豊岡小学校、菅原小学校、大生小学校、菅生小学校、大花羽小学校、および五箇小学校の8校在のいずれかに在席し、当時、小学5～6年生だった方々に行った質問紙による日ごろのスポーツ・身体活動の状況と、自覚的な上気道感染症の症状の調査結果を用いる。感染症症状としては喉の痛み、鼻水、鼻づまり、咳、痰、腹痛、発熱、身体の具合、疲労、身体のだるさ等を記録していただいた、既存の電子化データを追加解析する

その課題は茨城県水海道市・小学児童における感染症罹患状況に関する調査Ⅲフィールドワーク、和久貴洋、永富良一、伊藤静雄、赤間孝雄、河野一郎、日本体育協会スポーツ医・科学研究報告集、1997(6)、11-16、1997、および、スポーツ活動と急性軽症感染症の関係—感染症調査パイロットスタディの解析結果、永富良一、日本教育協会スポーツ医・科学研究報告集、1995(9)、25-32、1995である。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

1996年に茨城県水海道市の茨城県水海道市の絹西小学校、三妻小学校、豊岡小学校、菅原小学校、大生小学校、菅生小学校、大花羽小学校、および五箇小学校の8校に在席する小学5～6年生を対象として行われた質問紙による調査記録（1996年11月18日～1997年1月31日）で日ごろのスポーツ・身体活動の状況等を記録した電子データを用いる。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

研究責任者：東北大学医学研究科 運動学分野 教授 永富良一

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて当時、水海道市の記載した小学校に在籍した方、あるいは、その代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも研究参加者に不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 4 号館 3F

運動学分野 青沼 悦子、 TEL/FAX：022-717-8589

研究責任者：

研究責任者：東北大学医学研究科 運動学分野 教授 永富良一

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報

公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合